

(第四部)

第五回 参議院經濟安定委員會會議錄第十二号

昭和二十四年五月十八日(水曜日)午後二時九分開会

本日の会議に付した事件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは委員会を開会いたします。今日の委員会は十三回になると思ひます。前回の委員会で價格調整公團法の一部を改正する法律案と過度集中排除法に關連する法律案の二つを上げたわけですが、今日は続きまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を第一の議題といたします。引続きまして、陳情、請願の御処理をお願い、それから今後の委員会の日程及び運営の方針を後で御相談願ひたいと思ひます。最初私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を問題といたしますが、前回に引続きまして、質疑を継続したいと思ひます。安定本部長官に對する質疑が大部分保留されておりましたから、本日長官が見えておりますから、尙この質疑は区切る必要がないから、全般に亘つて、おの／＼次々とやつて頂いたらよろうと思ひますが、さうにしてよろうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) では始めます。

○藤井内午君 只今議題となつております法律案に直接關連のない問題等も

質問してよろうございますか
○委員長(佐々木良作君) 間接的な關連ですか。

○藤井内午君 間接的關連……間接的關連というものは、これは安本長官にちよつと我々の希望でございますけれども、私共はこの安本のお仕事の内容、或いは關係方面との關係等も多少理解しておりますので、從來とも余りお立場にお困りになるような質問は差控えておるわけですが、一面今國會の委員會の当初、丁度中川政務次官もおられまして、成るべく一つ委員會には少なくとも週一回ぐらいは長官にも御出席を願つて、いろいろまあ御相談も願ひたいという希望を申出て、特にそのために安本の幹部会であるとか、或いは顧問会、定例の閣議のないような日を選んで委員會を開くという、まあ私共としては委員會始め相当行届いた申入れをして、中川政務次官もそのことを確約されておるようなわけでありました。長官も非常にお忙しいことは承知しておりますけれども、余り委員會に御出席が少ないようで、その点につきまして、今後一つできるだけ時間をお割き頂いて、委員會にも御出席になるように機會を作つて頂きたいということを予め一つ要請申上げて置きたいと思ひます。前回の價格調整公團法の一部改正等の場合にも、我々の長官に對する質問もあつたのでありますけれども、それを保留しておること等もございまして、今日は多少間接的な問題になりますけれども、二、三の質問を私からもさせて頂きたいと思ひます。

第一の問題は、獨禁法の改正の大きな狙いの一つとして、外資導入の受入態勢を整備するというのが一つのこの問題の狙いになつておると思ひますが、この外資導入の問題は、これは申上げるまでもなく日本の經濟自立のために、貿易振興のためにも非常に大きな問題でございまして、前内閣以來、むしろ外資導入の問題は前触れ、宣傳がし過ぎられて、具体的に余りまだその進捗を見ていない。むしろ期待外れの感さあるようなわけでありましたが、その後例えばゴム工業であるとか、石油精製事業であるとか、そういった方面で具体的に話が進んでおるやにも同つておるのであります。この外資導入の具体的な進捗状況等につきまして、差支のない限り、この際御説明願へたら非常に結構だと思ひますが、その問題を一つお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(青木幸次郎君) 只今御質問の外資導入の状況でございますが、外資委員會が去る三月十五日設立以來、今日までに受付けた案件によつて見ますと、申請を受理いたしました案件の数は、財産取得に関するものが三十六件でございます。それから外國人の投資及び事業活動に關するものが九十三件に上つております。そしてそのうち財産取得の取得につきましては、約半数が事務所とか、社員の住宅のよる土地、建物の取得であり、又約半

数が株式の取得であります。この株式の取得は戰前の關係していた会社の増資株を引受けるという例が多いものであります。又新たに機械を輸入したり、特許權の使用を許す代償として新規に株式を取得する例もあつます。それから事業活動の方では、案件の数は多いのでありますが、目ぼしいものは少なくて、大部分が占領軍、外國人商社等を相手に外貨で物資を販賣する商業的活動であり、又弁護士や計理士をやろうという者、又外國圖書の翻譯、出版をやろうというもの等でありまして、これを要するに、今までのところでは、諸般の受入態勢も十分整備してないのに、かて加へまして、日本をめぐる國際情勢も必ずしも好轉しておるとは言えない状況の下にありまして、眞に日本經濟の再建に役立つような本格的な外資導入は、まだそこまでは行つていないという感じが深いようでありまして、以上お答えを申し上げます。

○藤井内午君 そりすると今までのところではその程度の問題で、例えはゴム工業とか、石油精製事業というところで、今お話のような、直接日本の經濟復興に著しく役立つような目ぼしいもの、まだ具体的に始まつていないといふことですね。

○國務大臣(青木幸次郎君) はい。

○藤井内午君 第二の問題につきましまして、今回の爲替レートの決定に伴ひまして、必然この輸入物資の補給金が相当不足することになつておるわけでありまして、鉄鋼等でも二十数億、全体

を合せれば八十億程度の補給金の不足になるだろうと推算されるわけでございますが、この補給金の不足は、この予算面では増額することは不可能な現状でありますので、勢いこれを補填して行くために、一方におきましてはまあ企業家の合理化等によりまして、極力これが吸収をする方策を講ずることは無論でありますけれども、これも物價改訂をされたばかりのところでございます。では、嚴密な査定が物價改訂行われておりますが、この企業の合理化により、或る程度吸収ということも考えられまじうけれども、これは限度があるものでございまして、従ひまして結局予算の増額がでないといふことになれば、今までの國の補給金を出しておりました品目について一部廃止をするなり、或いはそれと裏腹になつての價格の改訂ということが當然問題になつて参ります。又一面輸出によつて有利になります面もございまして、これらの輸出から生じて来る利益金等も、場合によつては輸入不足と見合つてプール計算にするというよりな方法も考えられるだろうと思ひます。最近新聞等にもしばしば散見するのでありますが、これに對して政府もいろいろ施策をお考へになつておられまじうけれども、その中には、例えは鉄鋼で申上げますれば、鉄鋼、特に鑄物用鉄鋼の販賣價格を値上げするなり、或いは又半成品、鋼塊等の値上げで、最終の鋼材の値上げをしないで、その中間の段階

において何とかこれを吸収しようといふことも一部考えられておるようでございますが、又補給金を出しておる品目の中で、これは國內の價格調整ですけれども、銅であるとか、ソーダであるとか或いは肥料であるとか、そういった關係品目の價格調整を一部削減して、これに振充てるとか、或いは石炭の特定産業向けの補給金の中でガス、コークス、硫安、ソーダ、こういったものの一部の特定向け石炭の補給金を廃止するといふような操作によつて、輸入補給金の不足を補填、調整して行かれるといふようなことも十分考へられておるやに伺うわけでございまして、これはもう現実の問題として、それは、理論の問題でなくて、具体的な現実の問題ですが、何らか至急これが対策を決定されまして、それに伴ひ、例えば價格の改訂なり、何なりの措置を講じなければならぬ、かように考えるわけでございますが、それに対して政府としては今どういふふうな措置方針をお考えになつておるのでございませうか。一つお説明を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(青木幸次郎) この輸入物資に對しまして補給金の調整をするといふことでありますが、御承知の通り爲替レートが三百六十円の設定によりまして、この輸入補給金の不足額の調整につきましては、閣議の決定に基いて既定の物價政策の方針の下に、補給金の増額によることなく、輸入補給金及び安定帶補給金の總額の範圍内におきまして、大体その要領によりまして措置するものと思ひました。これによりまして、輸入補給金の總額は八百十七億に止めまして、既定額に對しては若干の留保額を設けることとしたしました。そこで物資によりまして、輸入の緊要度の割合小さいものは輸入補給金を削るといふようなこともいたしております。それには骨粉であるとか、それから黄麻であるとか、樺太バルブであるとか、そういった物を挙げておりますが、石綿につきましては現行拂下價格を國際正常價格まで引上げるものとしたしまして、これに對する輸入補給金を節約するといふこと、それから硫化鉍工業用加里につきましては、新たに所要の輸入補給金を支出する、或いは石炭、鉄鉱につきましては所要の補給金を安定帶補給金の節約額から支出する。これがためには鉄鋼の消費者價格を小賣企業の段階におきまして吸収し得る限度まで引上げ、それから國際價格に近付けるといふような措置を考慮いたしました。それから又黒鉛につきましては、石炭炭素用のみについで補給金を支出することとしたしましたし、且つ又これを肥料の安定帶補給金の節約額から支出する。それからその外の輸入物資で既定の輸入補給金の支出対象であるものにつきましては、三百六十円レート設定による所要額について輸入補給金を支出するといふような措置を取つた次第でございします。

○和田博雄君 決定しておるのでございますか。
○國務大臣(青木幸次郎) これは閣議におきまして、一應既定方針というものを決めまして、そこでその既定方針についての物價政策の方針というものが、それは閣議で決定をいたしました次第でございします。それに基いてその後の措置をいたしておる次第でございします。
○和田博雄君 こま／＼したことはまだ決定してないのですか。例えば骨粉を減らすとか、肥料を減らすとか……
○國務大臣(青木幸次郎) 尙細かいといひますが、細部につきましては、先方と交渉中のものもありますし、その交渉が成立した次第その措置を取つて参る所存でございします。
○和田博雄君 そりう細目が決つていなければ……今のお話を聞いていて氣が付いたのですが、安本長官に希望があるのです。今のお話を聞いてみると、結局農民は負担が重なるというふうな傾向で、補給金というものを外に廻すような形になる。例えば肥料の補給金を減らせば肥料の値段を上げなければならぬと思ふ。それから骨粉を減らして行けば、骨粉の値段も……、骨粉は鹿児島とは不可分のものですが、そりういふことになると、全体の今度の予算が長官も御承知のように可なり農業には削られておる……な箇所がある。そりういふような点も物價政策をおやりになる上にはお考えになつて、今言つたような輸入補給金の調整の問題もやはりお考えになつて、産業界のバランスもお取りになるように、これはまだ今細かいつころまでは決つていないといふのですからそれ以上申上げませんが、そりういふ点もやはり御考慮の上でやつて頂きたい、かように思ひます。余り産業の大きなところばかりが潤つて、結局最終の農民なら農民の肩へかかるような、例えば、肥料なんかは農民より買ひ手はないのだから、補給金を少なくすればそれだけ値段を上げることになるのですから、そりういふことになれば当然ちよつと困ることになると思ひし、直ぐ又米價の問題をどうするかといふことも響いて來て、可なり物價政策をやられる上に、あとへあとと問題が積つて困るので、そりういふ点もやはりお考えの上で、これも安本は総合的に物を御覽になる役所ですから、御願ひしたいと思ひます。

○國務大臣(青木幸次郎) 只今の和田委員のお言葉につきましては、只今申上げました程度のものでございします。で、我々としてもできるだけ配慮をいたしまして、成るべく不公平のないように將來決定いたして参りたいと思ひます。
○委員(佐々木良作君) ちよつとお語りいたしますが、衆議院の修正箇所につきまして、衆議院の中村理事が説明に見えておられますが、若し必要がなければ退席されたいというお話ですが。
○和田博雄君 それはこの前やりましたから、必要ございせん。
○委員(佐々木良作君) 今日ではよろしうございしますか。……どうも有難うございしました。……質疑を継続いたします。

○國務大臣(青木幸次郎) 只今の点につきましては、実は本日その検討をいたしておるような状況で、それが決りましたらば、成るべく早くその点をお答えいたしたいと思ひます。
○委員(佐々木良作君) それでは又この次の機会にも少し案が固まりまして、第三の問題のこの見返資金の運用に關連してちよつとお尋ね申上げたのですが、この見返資金の運用の基本的な考え方等につきまして、懇切に御説明を伺ひまして、その点は十分承したわけでございますが、問題は無論この資金の特殊性から申しまして、相當慎重にやらなざるやしませんと同時に、國內的な一方的な考え方ではこれはなかなか動き出さん性質のものであることは十分承知しておりますが、實際問題として、今度の運用の方法によりまして、この千七百五十億のうちで、例の鉄道と通信關係を除きまして、千四百八十億の資金のうちで六百二十五億は主として復金債の返済を通じて、宛先において日銀から市中銀行を通じて産業資金に均等に付行くといふのと、もう一つの方は直接の企業投資によるという二つの方法によつて資金が運用されて行くに何つておるわけでございますか。問題はこれはアメリカ合衆國の予算にも關係する問題でございまして、時期的に相當これは遅延して行くものと思ひますし、出給においてすでに相當遅れますのみ

措置するものとした。これによりまして、輸入補給金の総額は八百

に決定をいたしてある次第でございます。

バランスも取りになるように、これはまだ細かいところまでは決つてい

構ですが、只今のお話の中で、鉄鋼の一部価格の値上げとか、そういった問

は遅延して行くものと思ひますし、出給においてすでに相当遅れますのみ

ならず、この運用の方法におきましても、例えば復金債に対して交付公債を出して、それが日銀へ行つて市中銀行へ行くというような経路だけをとつて見ましても、又個々の企業に対する直接投資におきましても、相当重要な検討資金が加えられるということ、私共の素人考えではこの資金が實際動き出すのは第一四半期は無論のこと、第二四半期に間に合えば結構、恐らく年末までその効果が現れるのは段々遅延して行くのじやないか、一面この産業界の今年の資金計画の最も大きな要素がこれに依存してゐるやうなわけで、現在重要産業初め関連産業から、その又関連産業というふうに資金の逼迫というものは非常に深刻の度を加えて來まして、この見返資金の効率発揮の段階に至る以前において、相当多数の企業が崩壊の危機にさらされ、特に中小企業等、下へ行く程その状況が深刻になるのじやなからうかと、こういふうちに整理されるわけでありませう。私共としては、先ず第一にお伺ひしたいことは、これは相手のあることで、なか／＼安本長官と雖も御説明はむづかしいかと思ひますけれども、大体この資金が実際に動き出すという時期は、そして又それが効果を發揮するやうな時期はどの頃からだらうかというその時期の見通しについて一應伺ひたい。いずれにしても、相当これは遅延することは決定的でございますので、その間の例えば設備資金等のいわゆる繋ぎ資金をどういふふうに繋いで行かれるか、先般六十九億乃至七十億の繋ぎ資金を設備関係に放出されるというやうなことをしば／＼日銀總裁からも伺つておるわけでございます。

けれども、これが最近では途中で中絶されておるやうにも伺ひ向きもありませんので、その辺がどうなつておるか、つまり繋ぎ資金をどういふふうに考えておられ、どういふやうに過渡的な措置をとつて行かれる方針であるか、その辺のことを一つ伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(青木幸次郎) 見返資金の運用につきましては、いろいろの關係で遅延しておりますのは、誠に遺憾に存じております次第でございますが、何分にもこれにつきましては、御承知のことである一存でこれを決めるということができるやうなために、過般來當委員会で御説明を申し上げましたやうに、安定本部としての考え方につきましては、關係方面にも十分連絡をとりつつありますし、そういうやうな状況でその後も引き続き必要に應じて、できるだけだけの説明をいたしますと共、折角只今折衝中に属しておりますが、見返資金の運用が遅れておりますために、いろいろと各方面に支障を來しておることも事実でございます。

これを打開いたしますために、政府としては約七十億の繋ぎ融資の計画を以ちまして、關係方面にも連絡をいたしますし、日銀等とも相談をいたしまして、日銀側におきましてもこれに對し十分の理解を持つておりまして、各銀行とも打合せ中でありまして、漸次具体化して行くものと考えますし、又その状況にある次第でございます。その結果につきましては総合的な、何と申しますか、御説明を申し上げる段階に至つておりませんが、これによりまして見返資金運用までの空白は相當程度打開できるやうな見込みでございます。尙ほよつと速記を止めていただきます。

○委員長(佐々木良作君) 速記中止。

(速記中止)

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。

○藤井内閣 事情は私共も十分に承知して、意地の悪い質問は無意味だと思ひますが、ただ生産計画と資金計画の総合調整の面についておられる安本長官とされまして、實際問題として、今年には資金面から生産計画の遂行は相當困難になつて來るのじやないかと私共は憂慮しておるわけなんです、今のところ時期的にすれば重要物資等の生産計画については当面変更するお考えはないか、或いは又四半期別の実施計画の中で調整して行かれるやうなお考えがあるかどうか、その点ちよつとお伺ひいたします。

○國務大臣(青木幸次郎) その点につきましては、只今のところ計画を変更するやうな考えは持つておりません。

○委員長(佐々木良作君) 外に御質問ありませんか。

○梶足計君 安本長官にお尋ねしたいのですが、物價審議會を爲替審議會の役割がお済みになりましたらお作りになるというように、次官からこの前御答弁されておりましたが、爲替相場が決まりましたので、ばつ／＼この審議會の用意を、新物價局長も決まりましたこととありますから、我々期待しておりますが、如何やうにお考えになりますか。

○國務大臣(青木幸次郎) 御承知の通り今行政整理に連れて、物價局長人事等も多少今当面しておりますので、こういうことが済み次第でできるだけ早くおつしやるやうな点で実行して

参りたいと思ひます。

○梶足計君 それからもう一点お尋ねしたいのですが、價格差益金の徴収を、正常な高は省くというふうに、政府當局の方で十分趣旨も御了解になつておるやうに承り、お蔭さまで差益金徴収は中止されておるやうに伺つておりますが、その御方針に御変更はございませんでしようか。

○國務大臣(青木幸次郎) 今のところその問題について変更するというのも考えておりませんが、ともかくもその点につきましては十分検討いたしました上、善処したいと思ひ存じます。

○梶足計君 本會議の御答弁の趣旨の方向で進んで行くように承してよろしくございませうか。

○國務大臣(青木幸次郎) その通りでございます。

○梶足計君 それからもう一点ちよつと、これはお願いをお尋ねしたいのですが、これは半分は商工大臣の所管のことでございますが、政府の石炭の未拂金の整理につきまして、関連産業への滞り金の整理につきまして、これが非常に労働組合、それから中小業者等に苦勞をかけていることは御承知の通りでありますけれども、幸いにして三十五億四角の資金が日銀から出るやうになつて、そのうち十六億だけがまあ大きな能率のいいメーカの方、いい炭鉱の方に出来るやうになつたというやうなことが昨日の新聞に出ておりましたが、それによりまして、相當六、七割は解決するやうになるのではないかとと思ひまして、それが又巡り巡つて金融機関を緩和する作用は非常に大きいというので、御努力の程を各方面で感謝しておりますが、そ

のため中小炭鉱、或いは中小炭鉱に取引關係のあつた各種の関連産業の人達には非常にまだ苦境にあるわけでございます、併しそれかといつてこれは政府がただやる金ではありませうから、やはり採算を取つて、そして融資された金は確実に戻すという用途がなければ貸せないことは当然でありますけれども、中小炭鉱にとりまして大いに努力して解決の目途を立て、経理を明かに銀行に示して相談しましたものに対しては、大炭鉱に劣らず、やはりこれの面倒を見てやつて頂きたいと思ひますが、安本當局の方からやはりこのやうに監視なり御指導をして頂きたいと思ひますが、これについてお考えを伺ひたい。

○國務大臣(青木幸次郎) 石炭の問題は只今御質疑がありましたやうな点、特に今度はメリット制に変わりますので、そこは只今おつしやつたやうないろいろ中小炭鉱に対する影響があるところがあると思ひますが、この点はまあそれ／＼合理化の進行度合等々を睨み合せて、その適當なものに對しましては、一般金融機関からの金融等も考えられますし、又國債の償還等によつて充實いたしました、市中金融機関の資金はおのずからそういう方にも流れて参りますことが予想できますので、それらの点も自然解決がついて参るのではないかとと思ひます。

○梶足計君 只今の中小炭鉱の世話の点だけ一つ次官からでも十分にメーカ一との御連絡をお願いいたします。それから最後に一つお尋ねしたいのですが、最近炭代の未収金の徴収を強力に急げという通牒が各比較的小さなメーカ一のところへ派山参つておる

わけであります。その通牒を私こへ持つておりますが、その通牒に対して大口の金を需つております鉄道や電力、から注意いたしましたして、その通り何とか措置がでますように努力いたしましたと存じます。

○帆足計君 是非この点お願いいたします。

○委員長(佐々木真作君) 質問が大部分、こゝ本論から離れて参りました。時間がありませんでしたら又そういうふうにするとして、優先的に議題と直接関連のある質問から一つお願いしたいと思ひます。外に御質問ありませんか。

○和田博雄君 今日最初藤井さんから言われたように、安本長官としては、安本の仕事は非常にむずかしいことであることは、皆内容を或る程度知っておりますので、できるだけ本当のところをさつくばらんにお話して貰いたい

し、それから私達も大臣もお困りになるような質問はできるだけ避けておる

○國務大臣(青木孝義君) 独占禁止法、今回の改正はこの法律の性格からいたしまして適當であると思います。又我が國經濟の實情に合致した改正でありますから、極めて望ましいものであると考えております。現行の規定の中には制限の仕方が機械的或いは形式的であり過ぎるというものがあります。例えば第十三條の役員の兼任の制限の規定のごときものはそれであります。今回の改正によつて会社が競争關係にある場合を除きまして、役員の兼任は原則として認められるという幅のある規定に改められることになっております。この法律はいわゆる英米法的なものであります。大局的に申上げれば、公共の利益の観点から具體的にケースによつてその違法が決定され、その決定がこの法律の規定の公式の解釈となつて前例となるものであります。

ますが、独占禁止法は、外國会社、國內会社に対して平等無差別の立場を取っております。これはこの法律の目的から言つても当然であると存じます。國內において事業活動を営みます外國会社が独占禁法から見て、私的独占、不当な取引をいたしますれば、國內会社と同様に措置されることになります。外國資本の導入は外國人の財産取得に關する政令によりまして、我が國の經濟の復興と自立を図り、國家資源を保護するために、一定の財産、取得は外資委員会が認可することになっており、従つて外國資本の導入は如何に重視すべきであらうとも、この政令によつて適切に調整されておるから、御心配のような点はないものと考えておる次第でございます。

○和田博雄君 一應そういう御説明ですが、私はまあ意見はあとで申上げま

〔速記中〕

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め
て下さい。外に御質問ありません
か。――御発言ないようでしたら、質
疑は終局したものと認めて御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは御
異議ないものと認めます。次いで討論
に入りたいと思いますが、御意見のお
ありの方は御発言願います。

○和田博雄君 社会党はこの法律に突
は反対でありまして、私も二、三の点
から多少反対してみたいと思うので
すが、今度の独禁法の改正は、一つは或
る程度企業の要求を認めて行こうとい
う立場であるようであります。その点
については、制限を緩和するわけであ
りますから、一應緩やかになつて来る
ので、こういう感じがするのではないかと
思ふのであります。

その点に於いては、恐らく
が、おつしやるようなことは十分これ
御答弁を簡単にお願いしたいと思いま
す。

業が外國企業に不当に支配される虞れ
はないかとの御心配もあるようであり
止。

ございせんか。——ちよつと速記停
て来る。これは政府も認められておつ

供つて非常に中小企業に圧力が加わつ
て来る。これは政府も認められておつ

たと思ふ。この点については、恐らく
今度の國會等でも是非改正して貰いた
いと思ふのですが、そういう点で非
常に不均衡な点がある。役員の兼任の
点について、競争關係を擧げておるか
ら、ちつとも心配ないと言われま
すが、これはこの法律では、日本の一
の經濟の管理方式ではあるけれども、
非常にいい点を持つてゐると思ふ。や
はり經濟の民主化という点について
は、この法律の精神はどうしても私は
酌みとらなければならぬと思ふので
ありまして、そういうふうな点につ
いて、役員の兼任その他を自由にす
ることが、そういうふうな日本の場合
において、片方で非常に独占的な關連
産業その他を通じて、なり得る場合
に、妥當であるかどうかということに
なつて来ると、非常に大きな疑問が私
にはあるわけでありまして。

それからもう一つは、外資導入の話
を聞きまして、外資の導入というこ
とは、これは今の日本の國情に
とつて、非常に必要だと思ふ。で
き得べくんば外資の導入は日本の經濟
が恢復するまで、そして民間の資本
というよりは、むしろフランドの形で
貰つたものを成るべく早く返して、自
立できる方向をとることが好ましいの
であります。民間の資本に入つて
来ることも私は非常に好ましいと思
ふが、今話を聞けば、殆んど本格的な
投資というものはないとやつてもい
くらゐ商業的な投資に限られておつ
て、日本の復興には殆んど役立たない
ものになつてゐる。それから又外國資
本については、國內資本と同じように
取扱つておるとは言いながら、やはり
日本の今の實情から言つて、國內關係

でなくて、國際的關係だけで一つの競
争關係にあるといつたようなものにつ
いては、これは日本側としては、実は
殆んど手のつかないような状態にある
といふような点を今見ますと、この
改正が企業家の方では大きな期待があ
ると思ひます。が、むしろ下手をや
ると、丁度行水の水を捨てると同時に
子供を捨ててしまふというやうな、經
濟の民主化の精神までも没却したやう
な形になる途を拓くやうな感じが私は
いたします。で、こういう改正は私は
本来ならば、こういうやうに部分的な
改正でなくて、もつと本格的なあらゆ
る面と關連を持つた改正を政府として
は、これはやるべきであつて、ただ小
手先の改正だけで、これを法律による
日本經濟の例へば回復というものを大
いに期待してもできないことだと私は
思ふのであります。殊に若しもこの考
えに盛られたものをもう一步進められ
るならば、制限令なら証券保有等
制限令なんかやめてしまつて、本當の
資本主義の合理化を圖つて行く、而も
これには或る程度独占形態も止むを得
ないといふやうなところまで行つて
初めてこれは筋が通るのであります。
そうでないとするならば、この競争原
理を本當に活かして行くといふのであ
れば、少くとも独占の形になり得るよ
うなものについては、これはやはり現
実に制約といふものは與えておいて、
そして生産力の發展をさういふ形に
關つて行くことをむしろ考へるのが安
當じやないかと思ふのであります。こ
の法律については、日本社會黨とし
ては反對の立場をとりたいと思ひま
して、私自身はこれに反對でありま
す。

でなくて、國際的關係だけで一つの競
争關係にあるといつたようなものにつ
いては、これは日本側としては、実は
殆んど手のつかないような状態にある
といふような点を今見ますと、この
改正が企業家の方では大きな期待があ
ると思ひます。が、むしろ下手をや
ると、丁度行水の水を捨てると同時に
子供を捨ててしまふというやうな、經
濟の民主化の精神までも没却したやう
な形になる途を拓くやうな感じが私は
いたします。で、こういう改正は私は
本来ならば、こういうやうに部分的な
改正でなくて、もつと本格的なあらゆ
る面と關連を持つた改正を政府として
は、これはやるべきであつて、ただ小
手先の改正だけで、これを法律による
日本經濟の例へば回復というものを大
いに期待してもできないことだと私は
思ふのであります。殊に若しもこの考
えに盛られたものをもう一步進められ
るならば、制限令なら証券保有等
制限令なんかやめてしまつて、本當の
資本主義の合理化を圖つて行く、而も
これには或る程度独占形態も止むを得
ないといふやうなところまで行つて
初めてこれは筋が通るのであります。
そうでないとするならば、この競争原
理を本當に活かして行くといふのであ
れば、少くとも独占の形になり得るよ
うなものについては、これはやはり現
実に制約といふものは與えておいて、
そして生産力の發展をさういふ形に
關つて行くことをむしろ考へるのが安
當じやないかと思ふのであります。こ
の法律については、日本社會黨とし
ては反對の立場をとりたいと思ひま
して、私自身はこれに反對でありま
す。

○藤井内閣 私は二、三の希望意見
を附して賛成したいと思ひます。今度
の改正は、從來日本經濟の實情に照し
て著しく不合理であつた点等、相當緩
和されておりました。例へば國際協定
又は貿易協定の問題、或いは株式の保
有、或いは役員兼任の問題、合併或
いは營業の譲渡の問題等について、産
業界として、非常な經濟技術復興
に障礙を來しておつた点が、十分では
ありませんが相當排除されて、その
意味に關する限りは私非常に結構だ
と思ひます。ただ先般も質疑の際意見
を申述べましたが、國際協定又は貿易
の協定等の問題につきましては、これ
は今後の日本の貿易の振興等の自主性
に照應いたしまして、もつと改善する
余地があると思ひますので、これは今
後も十分政府當局におかれまして、
それを念頭に置かれまして、貿易の振
興の推移と脱み合せて、ぜひ次の機会
に改善を考へて頂きたい。それから只
今和田委員からもお話がございまして
が、當然今度の改正は事業者團體法と
併行的に改正するべき裏腹の關係に立
つておられますので、一方の事業者團體
法がそのまゝにあるといふことは、私
共了解に苦しむ点でございまして、た
だ時間的に今議會に間に合わないとい
ふことでございまして、是非ともこれ
は次の國會に事業者團體法の改正をお
願ひしたい。それからこれも先般質疑の
際に中川政務次官からも御説明がござ
いまして、今度の改正を非常に期待
し、又その影響を受けるのは、一般企
業もさることながら、民間における有
力な企業に一番影響が多いのでござ
います。ところが一方において制限令
社令とか或いは会社証券保有等制限令

といふやうなものがございまして、こ
れが嚴重な改正を受けておりました。
獨禁法の改正によつて當然享受し得べ
き利益がこの政令のために殆んどない
といふ現実にございまして、これは
政令でございまして、すでに安本
におかれましてその改正に氣付かれ
まして、折角今檢討されつつあるよう
でございまして、是非これは至急一
つこの獨禁法の改正に照應して、今申
しました制限令社令と会社証券保有等
制限令とを至急これは改正して頂きた
いと、この希望意見を附しまして、私
は賛成いたします。

○藤田通郎君 自分はこの法案には賛
成するものであります。大体この私的
独占禁止法なんというものは、むしろ
却つて現段階においては、もう一步改正
を要したいものであります。すけれど
も、いろいろの事情もあり、率直に行け
ないといふことは政府委員からもよく
御説明で明らかであります。ただ現
段階の經濟から見て幾分とも進歩し
て、又今日の行詰まつた經濟から見て貢獻
するところがありやしないか、こうい
うふうには賛成するものであります。よ
つて本案には賛成するものであります。
○梶足計君 私は先般藤井委員が述べ
られましたやうな趣旨を條件として條
件付き賛成であります。と申しますの
は、この改正がありまして、今の
制限令社令その他の問題の撤回があり
ませんければ、その効果は望み薄であ
ります。併し又他面事業者團體法の改
正がなければ、他方において現在の統
制を、必要なる方面の統制を公正にや
ることが困難な實情にありまして、こ
の二つを是非今後至急適當な機會に
直して頂きたいと思ひます。と申しま

すのは、今の日本の段階で必要なこと
は、一方では本當な私的独占を取締る
といふことは申すまでもなく必要であ
ります。併し他方においては不正な業
者、弱肉強食の代りに、公正な協同、
協力によつて經濟界の合理的秩序を保
つといふやうな面が又必要でありま
す。この後者の面は、二十世紀におけ
る、新しい時代における特殊の要請
であります。従ひまして十八世紀以來
の傳統的私的独占禁止法、二十世紀が生
んだところの社會的要請、この二つの
のを調整することが現在の課題になつ
ております。に、後者の方については
何ら考慮が加えられていないといふ
ところに、この法案の致命的欠陥がある
と存じます。併しながら今の日本の當
面の實情では、まだ不當なる財閥その
他私的独占の弊を除去する、即ち日
本の經濟の民主化を圖るという段階で
ありますので、私的独占禁止法が或る程
度まで厳しいものであるといふことは私
は必要であり且つ止むを得ないことと
あると思ひます。併しこの段階が、即ち
集中排除の段階が一且り済みました隣
に、現在の日本の經濟は再び昭和六年
と同じやうな形の恐慌を目前に控えて
おります。失業と恐慌と企業整備の嵐
を目前に控えておりますが、それを切
り抜けるためには、例へば十八世紀流
の自由競争では不可能ではないか、そ
れに計画性と人間の理性と、政策が加
わらなければ、この建直りはむづかし
いと思ふのであります。その理性と政
策を加へようとするならば、一方にお
いては經濟が協同し、労働が協同し、
國民經濟が協同し合ふといふやうな條
件を政治の力として行かねばならませ
んから、當然私的独占禁止法とその協同の

多数意見者署名

安達 良助 鎌田 逸郎
川村 松助 西川 昌夫
藤井 丙午 帆足 計
池田七郎兵衛 奥 むめお

○委員長(佐々木良作君) 御署名漏れはございませんか……御署名漏れなしと認めます。

○委員(佐々木良作君) 御署名漏れはございませんか……御署名漏れなしと認めます。

第一の議題を終りまして、陳情、請願の問題に入りたいと思いますが、その前にちよつとお諮りいたしますが、長官に御退席願ひましてよろしいでしょうか。

〔結構です〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木良作君) 何か関連の御質問はありませんか。

○藤田通郎君 長官にお伺いしたい。銅價格の補償を撤廃されるというように、御承知の通り日本の銅鉱山は日本の鉱業として最も重要な地位にあるのであつて、曾ては相当量輸出されておつたのであります。現在は銅鉱石は三五五くらいの品位の程度のものでなければ引合はん程度になつております。價格を全面的に訂正して頂くか、何かの方法を取らなければ銅鉱山の経営は成り立たないことを憂慮されるのですが、この点について何かお考えになつておられますか。

○委員長(佐々木良作君) 速記停止。

午後三時三十分速記中止

○委員長(佐々木良作君) 速記開始

午後三時三十分速記開始

○委員長(佐々木良作君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君
理事 西川 昌夫
安達 良助
帆足 計

委員 和田 博雄君
川村 松助君
池田七郎兵衛君
奥 むめお君
藤田 通郎君
藤井 丙午君

國務大臣 青木 幸義君

政府委員 公共取引委員會委員長 中山喜久松君
經濟安定 中川 以良君